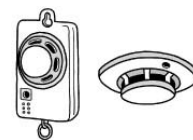


全ての住宅に火災警報器などの設置が義務付けられます

昨年の全国総出火件数は57,487件で、おおよそ1日あたり157件、9分ごとに1件の割合で火災が発生し、火災による死者数は2,197人で、前年と比べると193人が増加(+9.6%)しており、火災から大切な生命を守るために総務省消防庁の対策として住宅用火災警報器などの設置が義務付けられます。



住宅用火災警報器とは、住宅内での火災の発生をいち早く感知して警報ブザーや音声によって知らせる装置で、煙を感知する煙式と熱を感知する熱式の2種類があり、どちらにも「電池を使うもの」と「家庭用電源を使うもの」があります。**寝室と階段の上部**に煙式のものを義務付けられますが**台所**などにも設置をおすすめします。

なお、既存住宅については平成23年5月31日までは住宅用火災警報器などの設置・維持は猶予されますが、できるだけ早期に設置することが必要です。

新築住宅は平成18年6月1日からの適用となります
既存住宅は平成23年6月1日

日本消防検定協会鑑定マーク UL規格適合マーク



ご購入の際は、技術上の規格に適合したことを証明する左記の鑑定・認定マークなどの貼付された製品を推奨します。

問合せ先 消防本部 予防査察担当

☆消火器・住宅用火災警報器などの悪質訪問販売、点検にご注意！

消火器の悪質販売が多発しているように、これからは住宅用火災警報器の悪質販売が予想されます。「消防署の方から来ました」というような言葉にはご用心！消防署は一般の家庭に消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。



都留市S O H O支援センター入居者募集

平成14年に市が設置した、起業家支援のためのS O H O(スモールオフィス、ホームオフィス)支援センター入居者の契約満期に伴い、入居者の募集をいたします。

このセンターは、新たに創業を予定されている方や創業間もない企業の立ち上がりから成長段階までの総合的な支援を行なう施設で、市の21世紀を担う新たな産業の創出を目指しております。

本センター1室の入居者を募集いたします。事業意欲のある方々の応募をお待ちしております。

○募集期間 6月1日(木)～6月30日(金)

○入居予定日 8月1日(火)～

○施設の概要

所在地 上谷二丁目1番15号

新町別館2階

施設規模 S O H Oルーム 約10.6㎡

利用形態 原則として年中無休で24時間利用可

利用期間 1年間以内とします。ただし、状況により
通算3年間までの延長が認められます。

主要設備

電気設備 照明機器各室、契約電力40A、コンセント6口(2口×3カ所)

通信設備 光ケーブル利用による高速通信可(最大5Mb)、電話回線用アウトプット1カ所

床設備 簡易型O Aフロアー

事務機器 机2台、イス2脚、キャビネット2台

空調設備 エアコン1機

供用設備 会議室1室(20人)、打合わせコーナー1カ所、コピー1台(実費負担)、給湯室及びトイレ

その他 機械警備設備完備

○入居費用

負担金・共益費・駐車場使用料・I T利用料

月額 21,000円

その他の経費 電話などは入居者負担とします。

○入居資格 I T関連機器などを使用し、起業化及び経営革新の具体的な計画を持っており、原則として市内で事業展開している方及び将来市内で創業計画をしている方で、次のいずれかに該当する方とします。

①新たに創業しようとする方

②創業後5年未満の企業(法人、個人)

③②に準ずる都留市商工会が特に認めたもの
センター入居者は、市並びに都留市商工会などの経営支援が受けられます。

○支援体制

○応募方法 都留市商工会へ所定申込書類一式を提出

○入居者決定 商工会が設定する「入居企業選考委員会」で決定(必要に応じて応募者との面接あり)

問合せ先 都留市商工会 ☎(43)1570